

研修機関、団体等向け支援

令和2年度補正予算「農業労働力確保急確支援事業」のうち  
【研修等支援事業】

Q&A集

令和2年5月28日

【1 事業の内容及び対象等】

問	答
<p>①「研修等支援事業」はどのようなものか。</p>	<p>本事業メニューの構成は次のとおり。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 研修機関等である支援対象者が行う代替人材への研修に係る経費（講師費用、教材費）への支援</li> <li>2. 研修機関等である支援対象者が行う以下の援農に係る交通費、宿泊費、保険料等への支援               <ol style="list-style-type: none"> <li>①人手不足経営体への派遣実習</li> <li>②人手不足経営体と契約のない援農</li> </ol> </li> </ol>
<p>②支援の対象者は誰か。</p>	<p>①都道府県及び市町村が運営する研修機関          ②都道府県知事が認める民間団体が運営する研修機関          ③農業協同組合その他の業務として援農を行う民間団体</p> <p>です。具体的には、①は農業大学校や農業高校、②は都道府県知事が認める、県の公社やJA等の研修機関、③は農業協同組合やボランティアで援農を行う民間企業が想定されます。</p>
<p>③「都道府県知事が認める民間団体が運営する研修機関」は、都道府県知事の認定が条件となるが、認定基準の定めはあるのか。（例：農業次世代人材投資事業（準備型）の研修機関の認定基準等）</p>	<p>認定基準としては、内規で、援農の研修が適切にできると認められるもの、との規定を定める予定であり、具体の判断は都道府県が行います。</p>

【2 対象機関（団体）が行う研修】

問	答
<p>①以下の市町村開催研修も支援の対象となるのか。            (例) 研修期間：6月～12月の週4日            対象者：就農希望者            研修場所：市町村の農業指導センター</p>	<p>研修への支援は、既存の研修の一部を活用することは可能ですが、援農に当たって必要となる研修が対象であり、援農と結びついていなければなりません。            本事業メニューの支援対象は、人手不足経営体で必要になる農作業技術を代替人材に習得させるための研修です。</p>
<p>②対象となる研修は、人手不足経営体に援農することが条件となるのか。</p>	<p>人手不足経営体で雇用されることが条件となります。            なお、雇用した人手不足経営体は、別メニュー「援農者緊急確保支援事業」の支援対象となります。</p>
<p>③研修の受講生に、条件はあるのか。</p>	<p>雇用先となる人手不足経営体が決定しているか、ほぼ確実である必要があります。            雇用先が見えていない状態の研修受講生への研修は、支援の対象となりません。</p>
<p>④農業大学校等の教育機関で研修を行う場合、講義との区分はどうするのか。</p>	<p>本事業メニューの研修は、教育機関本来の講義内容とは別に、本研修用の講義課程についての研修計画を作成し、あらかじめ事業実施主体（全国農業会議所）から計画の承認を受けていただきます。</p>
<p>⑤研修講師を、人手不足経営体の経営者に依頼することは可能か。</p>	<p>研修機関において、講師として活動する場合は可能です。            講師謝金は、研修機関等に支援されます。            研修機関等を通じて研修講師である人手不足経営体の経営者に支払われることとなります。</p>

問	答
⑥どのような経費が支援の対象となるのか。	「講師謝金」及び「教材費」が支援の対象となります。
⑦「講師謝金」の算定基準はあるのか。	研修機関等に講師謝金に関する規定がある場合には、それを用います。全国農業会議所の支給規定を適用する場合があります。
⑧「教材費」として、種苗・家畜や農業用機械・資器材が支援の対象となるのか。	支援の対象となりません。 テキスト等の紙媒体、DVD等の電子媒体の購入費、印刷費が支援の対象です。

### 【3 対象機関（実施団体）が行う派遣実習・援農】

問	答
①研修機関等が在籍する者を人手不足経営体に派遣して実施する実習とは何か。	農業大学校や農業高校が人手不足経営体へ自校の学生や生徒を派遣して実習させることです。
②人手不足経営体と契約のない援農とは何か。	農業協同組合、民間企業や教育機関の従業員・教職員（被雇用者）が、雇用者の業務命令やボランティアにより人手不足経営体で援農することです。 ボランティア団体による援農ボランティアも含まれます。
③どのような経費が支援の対象となるのか。	「交通費」、「宿泊費」、「保険料」及び「その他の掛かり増し経費」が支援の対象となります。

問	答
④「交通費」、「宿泊費」の支援はどのようになるのか。	「交通費」、「宿泊費」のいずれの支援も実費となっており、「交通費」は1人当たり1か月につき3万円以内（1日当たり1,000円相当）、「宿泊費」は1人当たり1泊6,000円以内で、実習・援農等の後に実施団体に対して支援することとなります。
⑤交通費の支援範囲はどこまでか。	実施団体の本拠地から人手不足経営体の本拠地や人手不足経営体の圃場などの間の交通手段に係る経費が支援の対象となります。
⑥宿泊費の支援範囲はどこまでか。	人手不足経営体に無理なく通うことが可能な宿泊地における宿泊費が支援の対象となります。
⑦「保険料」とは何か。	民間保険会社の傷害保険や国内旅行保険の保険料を想定しています。
⑧「その他の掛かり増し経費」とはどのようなものか。	<p>農業協同組合等が職員を雇用契約のない援農（人手不足経営体から労賃を得ない）として派遣した際に、農業協同組合等が職員に対して手当を支給した場合は、掛かり増し経費として1人当たり1日8時間につき4,000円（1時間当たり500円）を上限として支援することとなります。</p> <p>なお、農業協同組合のみならず、民間企業等が従業員等に援農させた場合に手当を支給した場合も対象となります。</p>

【4 事業の手続】

問	答
①申請の方法は書面申請となるか。	Web の申請システムを基本に考えております。 詳細は追ってお示しいたします。
②支援を受けようとする研修機関等はどうのような資料を準備すればよいか。	申請にあたっては、研修計画若しくは実習等計画又はその両方に係る調書を作成し、その根拠資料とともに、事業実施主体（全国農業会議所）に提出いただくこととなります。

【5 事業対象期間】

問	答
①対象期間が令和2年4月1日以降となっているが、遡って支援の対象となるのか。	令和2年4月1日時点に行われていた取組まで遡って、4月1日以降分が支援の対象となります。
②事業の終期が、「新型コロナウイルス感染症の影響による代替人材の確保の必要性が解消された日又は同年12月末日のいずれか早い日」となっているが、12月末までに新型コロナウイルス感染症の影響が解消されていない場合はどうなるのか。	12月末までとなります。